

郡山市と特定非営利活動法人こおりやま空家バンクとの空き家の有効活用に関する協定

郡山市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人こおりやま空家バンク（以下「乙」という。）は、郡山市空家等対策計画（平成28年3月策定）に基づく空き家の有効活用及び安全・安心なまちづくりの促進に向けて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互かつ緊密に連携することにより、空き家の有効活用及び安全・安心なまちづくりを促進し、地域の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 空き家バンク（以下「バンク」という。）の設置・運営等に関すること。
- (2) 空き家の所有者や相続人等（以下「所有者等」という。）、又は、空き家の取得や賃借を希望する者等（以下「取得希望者等」という。）からの相談に関すること。
- (3) 空き家の適正管理に関すること。
- (4) その他地域社会の活性化、市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（役割等）

第3条 前条第1項第1号のバンクの設置・運営等に当たり、甲乙の役割は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、バンクに登録された物件の情報について、市ウェブサイト等で公表するものとする。
- (2) 乙は、所有者等がバンクに物件の登録を希望する場合には、当該物件の調査を行うとともに、売却又は賃貸が可能な物件をバンクへ登録し、その登録状況について甲へ報告する。また、所有者等又は取得希望者等の求めに応じ、物件の修繕や改修、売買、賃貸借等の斡旋を行うことができる。

2 甲及び乙は、所有者等又は取得希望者等の個人情報及び物件の情報について、所有者等又は取得希望者等の同意に基づき、甲又は乙へ情報提供を行うことができる。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を行う上で、互いに知り得た情報は、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当該当事者の了解を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の各事項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年3月22日

甲 郡山市

代表者 郡山市長

品川 萬里



乙 特定非営利活動法人こおりやま空家バンク

代表者 理事長

佐藤 正廣

